

気候市民サミットin京都

セッションB「脱石炭の市民運動、新たな展開へ」

仙台パワーステーション 稼働差止訴訟

2018年10月20日

東北大学

明日香壽川

asuka@cneas.tohoku.ac.jp

仙台パワーステーションの概要

- 事業者は関電・伊藤忠(電力自由化後の供給エリア外進出石炭火力発電ビジネス第一号)。融資元は三井住友銀行など
- 2017年10月1日に営業運転開始
(2017年9月27日稼働差止を提訴)

仙台パワーステーションの概要 (続き)

- 場所は仙台港近く
- 半径4km以内に、12つの小学校ほか23の学校、病院、公共施設などがある
- 作った電気は首都圏に売電(宮城の“富県”にはつながらない)

仙台パワーステーションの概要 (続き)

- 発電容量11.2万kWの国のアセス対象外となるギリギリの大きさ(アセス対象は11.25万kW以上)
- 旧式で低効率のローテク(亜臨界型)
- 低い脱硫率(安価な脱硫装置の設置)



2ヶ月間で22,813筆の反対署名

仙台パワーステーション株式会社代表取締役社長 松村幹生様

宮城県知事 村井 嘉浩様

仙台市長 奥山恵美子様

塩竈市長 佐藤 昭様

名取市長 山田 司郎様

多賀城市長 菊地健次郎様

七ヶ浜町長 寺澤 薫様

利府町長 鈴木 勝雄様

第1次集約分
5月30日県知事宛提出
高さ47cm
4608枚



事業者への要請事項

1. 仙台パワーステーション株式会社は試運転および操業を断念すること。

自治体への要請事項

1. 宮城県知事、仙台市長および関係市町長は、仙台パワーステーション株式会社に対して、自主アセスメントの実施を指導すること。自主アセスメントの完了まで、関係自治体の責任者として、仙台パワーステーションの試運転開始および操業を認めないこと。
1. 宮城県知事、仙台市長および関係市町長は、早期に上記公害防止協定を抜本的に見直し、水銀などの重金属、PM_{2.5}、二酸化炭素を規制項目に含むものに全面的に改訂すること。
1. 宮城県知事、多賀城市長および七ヶ浜町長は、多賀城市内および七ヶ浜町内に緊急に大気汚染測定局を整備すること。大気汚染測定局の整備完了までは、仙台パワーステーションの試運転開始および操業を認めないこと。

現時点では
5万筆以上
(2018年6月)

3. 仙台パワーステーション訴訟 (訴状のポイント)

温暖化被害

温暖化被害の因果関係の立証

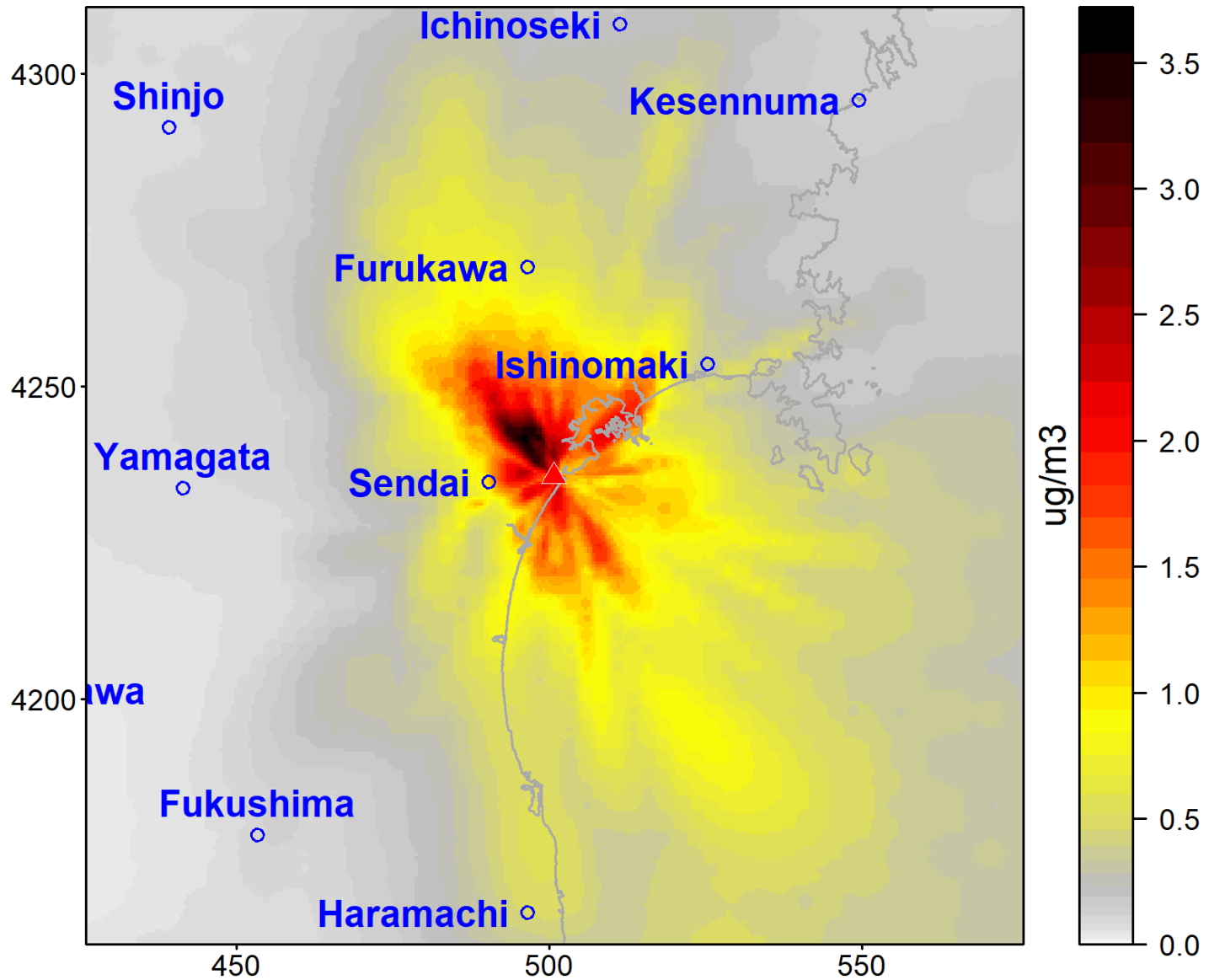
1. 本来は、CO₂排出と個別の現象との1対1対応の因果関係の立証が必要(多くの人が難しいと信じ込んでいる)
2. 実は、最近では、熱波、豪雨、ハリケーン(強度、場所)は1対1の因果関係が確率論ではあるものの、定量的に議論できるようになっている

仙台PS稼働による健康被害の 定量的評価

PM_{2.5}、NO_x、水銀などに関する大気拡散シミュレーション、疫学知見、曝露人口の3つから年間の死亡者（追加的死亡者）数と低体重出生数を推算

仙台PS稼働によるPM_{2.5}濃度上昇量

Maximum 24-hour PM_{2.5} concentration from Sendai power plant



仙台PS稼働によって発生する 死亡者数(40年間)

死亡原因	死亡者数(人)	信頼区間(95%)
PM _{2.5} 曝露		
肺がん	46	19-74
虚血性疾患	126	81-171
脳卒中	71	44-98
その他の心臓血管疾患	74	45-102
慢性閉塞性肺疾患	10	6-14
その他の呼吸系疾患	34	21-47
PM _{2.5} 曝露計	408	215-507
NO ₂ 曝露		
全ての原因	600	160-588
計	760	376-1092

蒲生干潟



被告の主張

1. SO_x、NO_x、煤塵の排出量は小さく、環境基準も排出基準も十分に満たしている→人格権侵害はない
2. SO_x、NO_x、煤塵の排出量の情報は出している→平穩生活権侵害はない
3. 集团的因果関係から個人的因果関係は言えない

争点

1. 人格権、平穩生活権、環境権(景觀権)
2. 集团的因果関係と個人的因果関係
3. 相对危険の大きさ
4. SO_x 、 NO_x 、ばいじんではなくて $PM_{2.5}$ が問題と原告は主張。しかし、 $PM_{2.5}$ は排出基準も排出量公表義務もなし(ゆえに、被告は $PM_{2.5}$ を無視)
5. 大気拡散シミュレーションと疫学知見による死亡者数と低体重出生数の推算に対する評価
6. 受忍限度(公共性)

今後の展開

1. 裁判長(今年4月に仙台地裁に赴任)

✓今年5月の第3回期日(彼にとっては最初の期日)

冒頭に約40分の争点整理

✓人格権と平穩生活権の侵害の有無が争点であることを確認

✓専門委員の選任(内山巖雄元京大教授+α)

✓次回期日(11月7日)に明日香が1時間プレゼン

2. 証拠(補強、拡充)、証人

原告団のHP

<https://stopsendaips.jp/>